

社保シリーズ

同一初診内の咬合調整

5

社保研究部

今回は、同一初診内の咬合調整について症例で解説する。

症例解説

症例は歯周病の症状と下顎大臼歯部の欠損で来院した事例である。初診日に、 $\overline{3-1-3}$ に対して歯周炎のための咬調40点および咬傷を引き起こしている $\overline{4}$ の歯冠形態修正を実施し咬調40点を併算定している。

咬合調整は表1のように、目的別に記号イからホまでの5つに分類されている。同一初診内でも違う分類の咬合調整を行った場合は、それぞれ算定できる。ただし、歯周炎のための咬調（記号イ）と歯ぎしりのための咬調（記号ロ）は同一初診内にいずれか一方しか算定できない（2／15）。

歯冠形態修正（記号ホ）は通知上、「歯周組織に咬合性外傷を起こしているとき、過高部の削除に止まらず、食物の流れを改善し歯周組織への為害作用を極力阻止するため歯冠形態の修正をした場合、または舌、頬粘膜の咬傷を起こすような場合に、歯冠形態修正（単なる歯削合を除く）」をした場合とされている。カルテにも歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所を記載しなければならない。

また、再診日にはMC過高のため咬調を実施し40点を算定している（記号ハ）。金属歯冠修復物などの過高部の削合は、他院で製作されたものに限られるので注意が必要である（2／15）。

さて、再診月に入り歯周基本治療後の歯周病検査の結果を受けて、義歯新製に着手している（3／29）。新たな義歯の製作または義歯修理（鉤等の追加）に際して、鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除した場合も咬調が算定できる（記号ニ）。この場合だけ、実施ごとに1回算定できる。ただし、前回の算定日から3月以内は、新たに義歯新製や義歯修理のために咬合調整が必要になった場合でも算定はできない。

咬合調整を算定する場合は、イからホまでの該当記号と内容をレセプト摘要欄に記載しなければならない。

支払基金審査提要事例（2019年2月25日）

支払基金が2月25日に発表した審査提供事例は下記の通り

57 写真診断

○取扱い

原則として、「Hys」病名で、歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）の画像情報が、硬組織疾患の鑑別診断に有用な場合がある。

歯周炎に対する咬合調整は同一初診内に1回に限り9歯以下40点、10歯以上60点を算定する。

咬合性外傷や咬傷を改善するための歯冠形態修正は、P病名に対する咬合調整と同一初診内でも1回に限り算定できる。カルテに歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所を記載する。

歯周炎に対する咬合調整を同一初診内に算定している場合は、歯ぎしりに対する咬合調整を異日に実施しても算定できない。

他院製作の冠の過高部を削合した場合は、同一初診内1回に限り算定できる。

義歯新製や修理に際して実施したレストシート形成などの削合は、1回につき算定できる。ただし、前回の算定日から3月以内は算定できない。

部 位	傷 病 名	診療開始日
$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	P ₂	31年2月8日
$\overline{4}$	Mal	31年2月8日
$\overline{6\ 5\ 5}$ $\overline{5\ 4\ 5}$	Brx	31年2月15日
$\overline{6}$	MC過高（他院製作）	31年2月15日
〔年齢〕60歳女性		
〔主訴〕歯ぐきが腫れて痛い、左下の奥歯がなくて噛みにくい		
〔所見〕骨縁下ポケットあり。片側遊離端義歯が必要を認める		

月 日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数
2／8		初診	237
		パノラマX-Ray パ電（所見略）	402
	$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	P 基 検（検査結果、所見略）	200
		歯管 文（100+10）	110
	$\overline{3-1-3}$	咬調（イ 歯周炎に対する歯の削合）	40
	$\overline{4}$	咬調（ホ 歯冠形態修正）	40
		頬粘膜咬傷のためB面など鋭縁部の歯冠形態を修正	／
		歯清	68
	$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	SC（68+38×2）	144
2／15		再診 明細	49
	$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	P 基 処（JG）	10
	$\overline{6\ 5\ 5}$ $\overline{5\ 4\ 5}$	咬調（ロ 歯ぎしりに対する歯の削合）	／
	$\overline{6}$	咬調（ハ 他院製作MC過高部の削合）	40
	$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	SC（68+38×2）	144
2／22		再診 明細	49
	$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	P 基 検（検査結果、所見略）（200×50／100）	100
	$\overline{7-1}$	SRP（72×2+64×2+60×3）	452
2月分 3日分 2,085点			
3／1		再診 明細	49
	$\overline{7-1}$	SRP（72×2+64×2+60×3）	452
3／8		再診 明細	49
	$\overline{1-7}$	SRP（72×2+64×2+60×3）	452
3／15		再診 明細	49
	$\overline{1-5}$	SRP（64×2+60×3）	308
3／29		再診 明細	49
		歯管 文（100+10）	110
	$\overline{7-7}$ $\overline{7-5}$	P 基 検（検査結果、所見略）	200
		P 基 処（JG）	10
	$\overline{6\ 7}$	補診（診断結果略）	90
		連imp（個人トレー+アルジネート）	230
		BT	57
	$\overline{5}$	咬調（ニ レストシート形成）	40
3月分 4日分 2,145点			

表1

記号	咬合調整の区分	算定単位	病名
イ	歯周炎に対する歯の削合	イまたはロを1回限り	P
ロ	歯ぎしりに対する歯の削合		Brx
ハ	過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部の削除または他院で製作された金属歯冠修復物などの過高部の削合	1回限り	Mal MC過高
ニ	義歯新製または義歯修理時の鉤歯と鉤歯対合歯のレスト製作のための削合	1回につき*	Mal(対合歯) MT 義歯ハセツ
ホ	咬合性外傷をを起こしているときの過高部の削合および歯冠の形態修正または咬傷を起こす場合の形態修正	1回限り	咬合性外傷 P、Mal Mal、咬傷

※1回につき算定できる。ただし、前回の算定日から3月以内は算定できない。